

2026年度入学者向け 北本市給付型奨学金 奨学生募集要項

北本市では、意欲と能力がある子どもたちが、経済的理由により進学を断念することなく大学等での修学の機会が得られるよう、給付型奨学金制度を実施します。2026年度に大学等への進学を希望している方等について、奨学生を募集します。

北本市教育委員会

1 募集人数

大学等への進学希望者 10名程度

2 申請資格

次の（１）から（７）までのいずれにも該当する者。

（１）次のいずれかに該当する者であること。

ア 日本国籍を有する者

イ 特別永住者その他の永住することができる資格を有する者

（２）2026年4月1日時点で、本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者であること。

（３）高等学校を卒業予定、又は卒業しているか卒業程度の認定を受けている者。または、2026年4月1日現在で大学（大学院を除く）、専門職大学（専門職大学院を除く）、短期大学、専門職短期大学、又は、専修学校の専門課程（以下、大学等とする）に進学する見込みであると認められている者。

（４）学業、スポーツまたは文化的活動において成績が優秀であり、自己の課題に熱心に取り組んでいる者。ただし、基準は大会においては関東大会レベル以上、学業（実用英語技能検定2級・実用数学技能検定2級以上）、文化的活動においては顕著な成績を収めた者とする。

（５）次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。

ア 本人及び本人と生計を一にする者全員の所得の合計額が270万円以下であること。

イ 本人及び本人と生計を一にする者全員が非課税であること。

（６）本人及び本人と生計を一にする者が本市の市税を滞納していない者であること。

（７）（１）～（６）に定める者のほか、北本市給付型奨学金の支給を必要とする者として市長が認める者であること。

3 奨学金の額

（１）入学準備奨学資金 入学金相当額（上限20万円／1回）

（２）学費奨学資金 学費相当額（上限40万円／年額）

※ 入学準備奨学資金は大学等への合格が確認でき次第、順次給付します。

※ 学費奨学資金は前期（原則4月中）と後期（原則10月中）に半年分をまとめて給付します。

※ 大学等への納入期限に給付が間に合わない場合があります。ご了承ください。

4 給付対象期間及び給付目的

2026（令和8）年度に係る授業料等の納入のために給付いたします。

5 出願手続

奨学金給付申請書に、次の書類を添えて提出してください。

「奨学金を必要とする理由」欄には、進路を選択したきっかけや進学を希望した理由、奨学金を使ってどのようなことを学び、将来は何をしたいのか、具体的に記載してください。

(1) 生計を一にする者全員の住民票の写し（続柄記載のもの）

(2) 生計を一にする者のうち、主たる生計者及び収入のある者全員の課税（非課税）証明書

(3) 高等学校の卒業見込又は卒業証明書、高等学校卒業程度認定試験の願書又は合格通知の写し ※

(4) 生活保護の受給者証（生活保護世帯のみ）

(5) 大会やコンクール、展覧会等において獲得した賞状や各種検定の証明書の写し

※ 卒業見込及び卒業証明書は在籍中の学校（既卒者は卒業校）での発行となります。発行に時間がかかる場合があるので、お早めに学校に依頼をしてください。また、卒業見込及び高等学校卒業程度認定試験の願書（写し）を提出した場合は、提出した年度内に必ず卒業証明書もしくは高等学校卒業程度認定試験の合格通知（写し）をご提出ください。提出がない場合には、給付認定が取消となる場合がございますので、ご注意ください。

6 給付対象者の審査

給付対象者については世帯状況や学業に対する意欲等を確認の上、「北本市奨学金支給審査会」にて審査します。審査内容は書類及び面接となります。

7 併給

貸与型奨学金と国における高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金は併給可能です。上記以外の給付型奨学金との併用はできません。

8 給付中の面談

奨学金の給付に当たっては、大学等に在学中、年に数回、市の職員と面談することが条件となります。面談の際は、基本的には北本市役所にお越しいただくことになります。

9 奨学金の辞退

奨学金が必要なくなった場合及び給付に当たる事案が消失した場合、後期授業料分の給付金に限り辞退を申し出ることができます。その際には、辞退届をご提出いただきます。

10 奨学金の打ち切り、返還について

本奨学金は、1年に1度継続給付の申請をしていただき、学業の状況等を確認します。また、給付型の奨学金であるため、基本的に返還の必要はありませんが、定期的な面談に応じない場合、虚偽その他の不正な手段によって奨学金の給付を受けていた場合などについ

ては、給付を打ち切る場合があるとともに、奨学金の返還を求める場合があります。
詳細は Q&A の打ち切り、返還の項目をご覧ください。

11 奨学生の決定までの流れ

- (1) 募集・・・・・・・・・・・・・・・・・7月～8月末
- (2) 書類審査・面接・・・・・・・・・・・・・・順次～9月
- (3) 奨学生の内定・・・・・・・・・・・・・・順次～10月
- (4) 入学準備奨学資金の支払い・・・・・・・・大学等への合格確認後

ア 申請方法

事前に電話予約のうえ、申請書類を学校教育課にご持参ください。

受付時に申請書類の確認を行いますので、ご本人がお越しください。

※持参が難しい場合は、学校教育課へご相談ください。

イ 受付期間（期限厳守）

2025年7月7日（月）から8月29日（金）まで

※窓口でのご提出は9時から17時まで、平日のみ受け付けています。

（17時受付開始が最終の受付時間です。）

【受付場所・お問い合わせ先】

北本市教育委員会 学校教育課

〒 364-8633 北本市本町1丁目111番 北本市役所 3階

電話番号 048-594-5563（直通）